最終更新日：2017年3月30日

ダイトロン株式会社
代表取締役社長　前　績行
問合せ先：06-6399-5041
証券コード：7609
http://www.daitron.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社および当社グループは、経済のグローバル化が進み企業を取り巻く経営環境が著しく変化する中、企業が持続的に発展し「企業価値の最大化」を常に追求していくことが社会の健全な発展に寄与し、社会的責任を果たすものと考えております。そのために必要不可欠となる法令遵守はもとより、企業倫理、地球環境、社会貢献などに対する考え方を含んだ経営理念を次の通り制定しております。

一、我が社は社員の自己実現を尊重し完全燃焼を期するがため、真に働き甲斐のある快適な職場創りを目指します。
一、我が社は株主・顧客・仕入先に対して満足の提供に努力いたします。
一、我が社は絶えずグローバルな視野に立って、技術革新と高付加価値の創造に挑戦していきます。
一、我が社は絶えず感謝の念をもって社会に貢献していきます。

この経営理念を実現するためにはコーポレート・ガバナンスの強化が重要課題であると認識しており、その基本方針を次の通りとしております。

・ステークホルダーとの良好な信頼関係の構築
・経営の透明性と健全性の確保
・適時適切な情報開示
・適切なリスク管理

当社グループはこの基本方針に基づき、企業経営をより健全かつ効率的に運営するために、業務のコントロールの仕組み・プロセスとして内部統制システムを構築し、運用しております。
これらを踏まえ、企業行動に対する社会的責任や企業倫理に対する社会的要素に対して、ステークホルダーへの責任と信頼に応える体制を築いております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2－4　株主総会における権利行使】
当社は、海外投資家比率が低い状況であるため議決権電子行使プラットフォームの利用や株主総会招集通知の英訳を行っておりません。今後、株主構成の変化および株主との対話の状況により、議決権電子行使プラットフォームの環境つくりや株主総会招集通知の英訳の実施を検討して参ります。

【原則1－3　資本政策の基本的な方針】
当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、安定的な財務基盤を維持した上で、収益基盤の強化・拡充に必要な設備投資や研究開発投資等に積極的に資本を活用して参ります。
株主資本の水準につきましては、事業活動に伴うリスクと比較して十分であることを考慮しつつ適宜見直して参ります。
しかし、現時点においてはグループの拡大・成長を優先的な課題としており、資本効率の向上等の課題に対しては、数値目標の設定等具体的な方針を策定しておりません。

【原則3－1　情報開示の充実】
(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社は経営陣幹部・取締役の報酬決定の方針は次の通りとしておりますが、手続きに関しては社内規程等に定めておりません。
取締役の報酬につきましては、各事業年度における業績の向上ならびに中長期的な企業価値の増大に向けて職責を負うことを考慮し、定額報酬としての月額報酬と業績連動型報酬としての役員賞与で構成しております。
定額報酬は、各役員の職位に応じ、経営環境等を勘案して報酬額を決定しております。また、業績連動型報酬は、売上高目標達成率、経常利益目標達成率および株主資本利益率（ROE）の水準を勘案して決定しております。
なお、役員退職慰労金制度につきましては、2008年3月28日開催の第56期定時株主総会終結の時を持って廃止しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
当社は、経営陣幹部の選任を行うにあたっての方針と手続きは社内規程等で定めております。
取締役候補の指名を行なうにあたっての方針と手続きは定めてはおりませんが、役割に応じた必要な能力、経験、人柄等を検討し、当社の事業発展に貢献できる人物を取締役会において決定しております。
監査役候補の指名を行うにあたっても、方針と手続きは定めておりませんが、役割に応じた必要な能力、経験、人柄等を考慮し、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に貢献できる人物を監査役会の同意を得て取締役会において決定しております。

【補充原則3－2－1　外部会計監査人】
(1) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っておりますが、外部会計監査人候補の評価に関する明確な基準は策定しておりません。
今後、外部団体のガイドラインを参照するなどして、監査役会にて協議して参ります。

【補充原則４－１－２　取締役会の役割・責務（１）】
当社を取巻くエレクトロニクス業界の経営環境の変化は非常に激しく、中期経営計画における具体的な数値目標の設定が難しい状況となっております。そのため、当社の数値目標につきましては単年度の目標のみの公表としておりますが、中期経営計画を実行するにあたっての事業・戦略方針や実行施策については公表しており、その進捗状況等につきましては、事業報告書やインベスターズガイドおよび当社ウェブサイトへの掲載に加え、決算説明会等において公開しております。
また、それらが未達に終わった場合、その原因や当社の対応状況を分析して株主に説明するとともに、分析の結果を次期以降の経営計画に反映させて参ります。

【補充原則４－１－３　取締役会の役割・責務（１）】
当社は、次期代表者の育成計画について重要な課題と捉えており、今後取締役会において適切に計画を立案し、実行していきたいと考えております。

【補充原則４－２－１　取締役会の役割・責務（２）】
当社の取締役および執行役員の報酬はすべて現金報酬であり、定額報酬としての月額報酬と業績連動型報酬としての役員賞与で構成されております。また、自社株報酬は導入しておりませんが、役員持株会制度を導入しており、業績の向上や企業価値の向上、株価の上昇に対するインセンティブについて一定の機能を果たしているものと考えております。報酬額に関しましては、株主総会の決議による取締役の報酬の限度額内で、会社の業績や経営内容、経済情勢を考慮し、取締役会にて決定しております。なお、役員退職慰労金制度につきましては、2008年3月28日開催の第56期定時株主総会集結の時を持って廃止しております。

【補充原則４－１１－３　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社は、現時点において、取締役会評価は実施しておりませんが、今後は毎年取締役会の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示することを検討しております。

【補充原則４－１４－２　取締役・監査役のトレーニング】
当社は、各取締役等に対し、自己啓発等を目的とした外部セミナー等への参加および外部の人的ネットワークの構築を推奨するとともに、その費用については、社内規程に基づき、当社にて負担しております。上記方針の開示につきましては、今後の検討課題と認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4　いわゆる政策保有株式】
当社は、中長期的な企業価値向上のため、取引関係の維持・強化やシナジーの創出等の目的が達成できると判断できる場合には当該企業の株式を保有することを方針としております。また、政策保有目的等について具体的な説明を行うものとしております。
主要な政策保有株式については、定期的に取締役会がリスクとリターンの評価や適格性の検証を行っております。
政策保有株式に対する議決権行使については、無条件に賛成することはせず、当社の企業価値向上に資すると認められるか否かを基準として議決権行使の賛成、反対を決定しております。

【原則1－７　関連当事者間の取引】
当社は、役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、取締役会規程に基づき、取締役会においてあらかじめ取引の内容や規模等について承認を必要とし、取締役会承認後実際に取引が行われた際に取締役会へ当該取引の報告を行うこととしております。
当社は、この運用をより一層適切なものとするため、関連当事者間取引に関するガイドラインを定め、運用しております。

【原則３－１　情報開示の充実】
（１）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社の経営戦略や経営計画につきましては、当社ウェブサイト、株主総会招集通知、有価証券報告書、インベスターズガイド等で開示を行っております。
IR情報サイト　　http:/www.daitron.co.jp/ir.index.cgi/

（２）本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社および当社グループは、経営理念を実現するためにはコーポレート・ガバナンスの強化が重要課題であると認識しており、その基本方針を次の通りとしております。

・ステークホルダーとの良好な信頼関係の構築
・経営の透明性と健全性の確保
・適時適切な情報開示
・適切なリスク管理

（５）取締役会が（４）を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役候補者および監査役候補者の指名の際は、個々の選任・指名理由を株主総会招集通知の参考資料で開示しております。

【補充原則　４－１－１　取締役会の役割・責務（１）】
当社は、取締役会が高度な会社経営機能（意思決定・戦略立案・監督）を担い、その決定に基づく業務執行体制として執行役員会を設置しております。
取締役会は、法令および定款に定められた事項、当社およびグループ会社の重要事項を決定しております。
執行役員会は、取締役会で決定された方針の具体化や事業の課題の対策を協議しており、執行役員会で決定した業務執行の結果は取締役会へ報告され、現場の具体的な課題・問題を迅速に察知・対応できる仕組みとしております。

【原則４－８　独立社外取締役の有効な活用】
当社の独立社外取締役は、当社にとって有益な専門知識を有し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、役割・責務を十分果たしております。また、2017年3月30日開催の第65期定時株主総会における決議により、これまでの1名の選任から2名の選任へ増員しており、更なる体制の強化に取り組んでおります。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社の取締役会は、独立社外取締役を選任するための独立性について特段の定めを設けておりませんが、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則４－１１－１　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社の取締役会は、取締役が５名～１０名程度が適正と考えております。現在は、社内取締役３名、社外取締役２名（独立社外取締役）であり、取締役は会社経営上の意思決定に必要な広範な知識と豊富なビジネスを有する者、また経営の監督機能発揮に必要な出身分野、出身業務における実績と見解を有すること等に基づき選任することとしております。特に社外取締役に関しては、豊富な知識と経験を有する者を選任し、事業の競争力を伸ばしながら、健全で持続可能な成長が図れるように、構成員のバランスに配慮しております。
また、取締役の選任については、役割に応じた必要な能力、経験、人柄等を検討し、当社の事業発展に貢献できる人物を取締役会において決定しております。

【補充原則４－１１－２　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社の社外取締役および社外監査役は他の上場会社の役員を兼務している者もおりますが、その役割・責務を果たすために必要となる時間・労力を、当社の取締役・監査役の業務に振り向けられるものと考えております。また、社内取締役および常勤監査役は当社の子会社との役員兼務はありますが、他の上場会社の役員は兼務しておらず、業務に専念できる体制となっております。当社の社外取締役および社外監査役の他社との兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書およびコーポレート・ガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るべく、株主との建設的な対話に積極的に取り組み、経営に活かすことにより、さらなる価値創造に努めます。
また、アナリスト・機関投資家向けには、毎年２月に決算説明会、８月に第２四半期決算説明会を開催し、代表取締役社長が、決算内容および業績見通し、経営戦略等を説明しており、その他にも機関投資家訪問等も行っております。
さらに、株主向けには、毎年開催の定時株主総会終了後、当社取締役および執行役員が出席し、株主懇談会を開催しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
公益財団法人ダイトロン福祉財団	1,000,000	8.96
ダイトエレクトロン従業員持株会	412,508	3.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	405,000	3.63
株式会社みずほ銀行	399,300	3.57
株式会社三菱東京ＵＦ	363,000	3.25
濱田　博	332,647	2.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	260,300	2.33
中谷　元博	200,000	1.79
日本生命保険相互会社	181,000	1.62
濱田　裕久	180,000	1.61

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

・大株主の状況に記載しておりますダイトエレクトロン従業員持株会は、2017年1月1日付にて社名をダイトエレクトロン株式会社からダイトロン株式会社へと変更したことに伴い、ダイトロン従業員持株会に名称を変更しております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
木村　安壽	公認会計士											
和田　徹	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村　安壽	○	―――	＜選任理由＞ 木村安壽氏は、公認会計士・税理士としての豊富な経験と専門的見識を有しており、当社の経営に有用な意見をいただけるものと判断し、社外取締役として適任であると考えております。 ＜独立役員指定理由＞ 当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しました。

和田　徹	○	―――	＜選任理由＞ 和田徹氏は、弁護士として企業法務等に関する豊富な経験と専門的見識を有しており、当社の経営に有用な意見をいただけるものと判断し、社外取締役として適任であると考えております。 ＜独立役員指定理由＞ 当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は監査役会設置会社の体制を採用しており、監査役3名（うち社外監査役2名）は、取締役の職務執行の適法性を監査すると共に、取締役会に常時出席し客観的な立場から意見を述べるほか、重要な会議に出席し、当社及びグループ会社の業務全般にわたり適法・適正に業務執行がなされているかを監査し、不正行為の防止に努めております。なお、社外監査役2名はそれぞれ弁護士、公認会計士・税理士であり、その専門的な見地から提言、助言を行っております。
また、内部監査につきましては、社内の各部門から独立した監査室を設置し、内部監査担当4名により関係会社を含めた監査を実施し、内部統制の維持向上に努めております。
その他、顧問契約を結んでおります法律事務所より必要に応じ法律全般について助言と指導を受けております。会計監査については、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、正しい経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。
監査役会、監査室及び会計監査人は、実効性のある監査の実施に向けて、必要に応じて情報交換や意見交換を行い、相互連携の強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
八木　春作	公認会計士													
北嶋　紀子	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
八木　春作	○	―――	＜選任理由＞ 八木春作氏は公認会計士･税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の意思決定に対する有意な牽制が可能であると判断し、社外監査役として適任であると考えております。 ＜独立役員指定理由＞ 当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しました。
北嶋　紀子	○	―――	＜選任理由＞ 北嶋紀子氏は弁護士として企業法務等に関する豊富な専門的見識を有しており、当社の意思決定に対する有意な牽制が可能であると判断し、社外監査役として適任であると考えております。 ＜独立役員指定理由＞ 当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

2008年3月28日開催の第56期定時株主総会集結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、役員賞与部分について、売上高、経常利益、ＲＯＡ等の評価指標に基づいた業績連動型報酬体系を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2016年度における当社取締役及び監査役に対する報酬総額は、１２９，９３０千円(うち社外役員分　２１，４６０千円)で、その内訳は以下の通りです。

取締役に支払った報酬　１０５，４８０千円(うち社外取締役分　１０，０２０千円)
監査役に支払った報酬　　２４，４５０千円(うち社外監査役分　１１，４４０千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、各事業年度における業績の向上ならびに中長期的な企業価値の増大に向けて職責を負うことを考慮し、定額報酬としての月額報酬と業績連動型報酬としての役員賞与で構成されております。
定額報酬は、各役員の職位に応じ、経営環境等を勘案して、報酬額を決定しております。また、業績連動型報酬は、売上高目標達成率、経常利益目標達成率および株主資本利益率（ＲＯＥ）の水準を勘案して決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役のサポートとして特に専任スタッフは任命しておりませんが、必要な情報の伝達は監査室が行なっております。
なお、監査室長の人事異動に関しましては、監査役会の承認を得ることで、その独立性を確保しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1．経営上の意思決定を行なう会社の機関について
（1）取締役会
当社は監査役会設置会社の体制を採用しており、提出日現在において取締役5名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役2名）を選任し、社外取締役が取締役会に参加することにより、経営の透明性と健全性の維持に努めております。取締役会は、原則として月1度の定時開催とし、更に重要案件が発生した時は、適時臨時取締役会を開催することとしております。取締役会の参加者は十分に情報を与えられた上で、誠実に相当なる注意を払って、会社及び株主の最善の利益のために行動しております。また、当社の取締役会は常にグループレベルでの経営状態を把握し、グループ企業価値の最大化に向けて、「グループ総合力の強化」を図るための中長期の経営課題や重要案件について迅速な意思決定を行い、グループ全体の企業統治の一層の強化を推進しております。

（2）執行役員会
当社はコーポレート・ガバナンスの強化を図ると共に、機動的かつ効率的な業務執行を実現するため、執行役員制度を導入しております。また、取締役会が選任する執行役員において構成される執行役員会を設置し、取締役会から業務施行機能を引継ぎ、取締役会における意思決定・監督機能と執行役員会における業務執行機能の分担と責任を明確にしております。

2．経営監視機能について
（1）内部監査及び監査役監査の状況
当社は監査役会設置会社の体制を採用しており、監査役3名（うち社外監査役2名）は、取締役の職務執行の適法性を監査すると共に、取締役会に常時出席し客観的な立場から意見を述べるほか、重要な会議に出席し、当社及びグループ会社の業務全般にわたり適法、適正に業務執行がなされているかを監査し、不正行為の防止に努めております。なお、社外監査役2名はそれぞれ弁護士、公認会計士・税理士であり、その専門的な見地から提言、助言を行っております。
また、内部監査につきましては、社内の各部門から独立した監査室を設置し、内部監査担当4名により関係会社を含めた監査を実施し、内部統制の維持向上に努めております。
その他、顧問契約を結んでいる法律事務所より必要に応じ法律全般について助言と指導を受けております。会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、正しい経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。
監査役会、監査室及び会計監査人は、実効性のある監査の実施に向けて、必要に応じて情報交換や意見交換を行い、相互連携の強化に努めております。

（2）グループ監査役連絡会
グループ監査役連絡会は、当社並びに子会社の監査役（社外監査役含む）で構成され、定期的に開催し監査方針に基づいてグループ各社の監査に関する情報及び意見を交換し、グループ全体の企業統治を担える体制をとっております。

（3）会計監査の状況
当社は会計監査について有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。当連結会計年度において業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成については以下の通りです。
会計監査業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員　業務執行社員　公認会計士　増村　正之
指定有限責任社員　業務執行社員　公認会計士　高崎　充弘
（注）継続監査年数は7年以内でありますので記載を省略しております。
会計監査業務に係る補助者の構成　公認会計士5名、その他7名

3．監査報酬の決定方針
当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査計画、監査に要する時間及び事業の特性等を勘案し、監査各連結会計年度毎に当該監査公認会計士等との協議を行い、監査役会の同意を得た上で監査報酬を決定しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

（1）現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由
当社の各機関はそれぞれの役割を果たし、連携しあうことで当社のコーポレート・ガバナンス体制は有効に機能しております。

（2）社外取締役の当社における役割や機能
当社は、幅広い知識、経験を持つ人材を社外取締役に選任することで、経営方針や戦略の多方面からの検討、経営判断の質・透明性の向上、業務執行監視機能の強化を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2017年3月30日開催の当社第65期定時株主総会の招集通知は、法定期日より5営業日前（2017年3月8日）に発送いたしました。
その他	事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容については映像とナレーションによる説明を実施しております。また、株主総会終了後に株主懇談会を開催し、より一層株主に当社の事業内容についての理解を深めていただけるよう努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	本年は、証券会社主催の個人投資家向会社説明会を数回予定しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2017年におきましては、決算短信（2月）発表後の2月16日に説明会を実施しており、第2四半期決算短信（8月）発表後、8月初旬に説明会を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に決算情報、適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書、決算説明会資料、株主通信（年次及び中間）、インベスターズガイド、四半期受注高等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署：管理本部　経営システム部　広報・IR担当 IR担当責任者：管理副本部長　経営システム部長　氏原　稔 IR事務連絡責任者：管理本部　経営システム部　門　宏樹	
その他	株主通信（年2回　3月・9月）、インベスターズガイド（年1回　3月）に加え、決算説明会資料の掲載や決算説明会の内容をウェブサイト上にて動画配信を行ったり、財務諸表の一部をウェブサイト上にてグラフ化し掲載を行っております。また、個人投資家向け会社説明会資料等に関しましても、個人投資家向け会社説明会の開催を行った際には、適時資料を作成し、事業内容についての理解を深めていただけるよう努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念に明文化しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社のＣＳＲは法令遵守はもとより、環境保全、品質・安全、社会貢献などについて明文化した 経営理念に基づき、ステークホルダーとの間の積極的な交流を通じて事業活動に努め、その成 果の拡大を図ることにより、企業に持続的発展をより確かなものとすることで、社会の健全な発 展に寄与し、社会的責任を果たすものと考えております。また、環境保全活動については、ＩＳＯ １４００１に従った環境保全活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示に関する基本方針を次の通り定めております。（情報開示委員会規程より） ・当社の経営に係る情報で、株主・投資家の投資判断に影響を与えると認められる情報及び当社の理解促進に役立つ情報については、自発的かつ積極的に開示を行うこととする。 ・企業情報を開示するにあたり、ステークホルダー・アナリスト・メディアを問わず、常に迅速・正 確かつ公平となるよう努めることとする。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本方針及び整備状況

当社グループは、コーポレート･ガバナンスの強化についての基本方針を次の通りとしております。

･ステークホルダーとの良好な信頼関係の構築
･経営の透明性と健全性の確保
･適切なリスク管理
･適時適切な情報開示

内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムといたしましては、上記の基本方針に基づき企業経営をより健全かつ効率的に運営するために、業務のコントロールの仕組み･プロセスとして内部統制システムを構築し、運用しておりますが、特に次の事項を最優先事項として認識し取組んでおります。

･不祥事防止･法令遵守のための組織･風土の形成とその有効性の維持
･企業経営において予見されるリスクについて、合理的に識別･評価し、適切に管理する体制の整備
･事業報告･開示情報の信頼性確保のための組織･風土の形成とその有効性の維持

これらの取組みにより、企業行動に対する社会的責任や企業倫理に対する社会的要請に対してステークホルダーへの責任と信頼に応えるべく、内部統制システムを整備し運用しております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「ダイトロングループ行動憲章」において、反社会的な勢力に対しては毅然とした態度で臨み、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の取引や関係を遮断する旨定めている。

また、反社会的勢力に対しては、管理本部総務部を統括部署として対応しており、警察、企業防衛対策協議会、顧問弁護士等の外部専門機関と緊密に連携することとする。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明 更新

1．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社は、公開会社として、株主、投資家の皆様による当社株券等の自由な売買を認める以上、大量買付行為に応じて当社株券等の売却を行うか否かのご判断は、最終的には当社株券等を保有する当社株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。
しかしながら、近年のわが国の資本市場においては、対象会社となる会社の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為を強行する動きも見受けられます。こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資さないものも少なくありません。
当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の様々な企業価値の源泉を十分に理解し、当社を支えていただいておりますステークホルダーとの信頼関係を築き、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。したがいまして、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するおそれのある不適切な大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社としては、当社株券等に対する大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様に適切に判断していただき、当該大量買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えております。また、当社取締役会は、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉すると共に、当社の株主の皆様に対して代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。
当社は、このような考え方に立ち、平成29年2月7日開催の取締役会において、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の具体的内容を決定し、平成29年3月30日開催の第65期定時株主総会にて、株主の皆様より承認、可決され、更新いたしました。なお、当社は、平成26年3月28日開催の第62期定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て会社の支配に関する基本方針及び当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）を導入していたものであり、本プランは、旧プランの有効期間満了に伴い、これを更新したものです。
本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めると共に、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害すると判断される場合の対抗措置を定めており、その概要は以下のとおりであります（なお、本プランの詳細につきましては、当社のホームページ（http://www.daitron.co.jp/index.html）で公表している平成29年2月7日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針および当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新に関するお知らせ」をご参照ください。）。

1．本プランの発動に係る手続

本プランの対象となる行為は、当社株券等の一定数以上の買付けその他の有償の譲受け又はこれらに類似する行為（以下「大量買付行為」といいます。）が行われる場合に、大量買付行為を行い又は行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）に対し、当該大量買付行為の内容の検討に必要な情報の提供を求め、当該大量買付行為についての情報の収集及び検討のための一定の期間を確保した上で、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主に代替案を提示するなどの対応を行っていくための手続を定めております。

2．対抗措置の概要

本プランは、大量買付者が大量買付者行為を行うに当たり、所定の手続に従うことを要請すると共に、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てるものです。
また、会社法その他の法律及び当社の定款上認められるその他の対抗処置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗処置が用いられることもあります。
本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、【1】大量買付者及びその関係者による行使条件や、【2】当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様に当社普通株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。
本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

3．独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び

会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会は、3名以上5名以下の委員により構成され、委員は、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。

4.情報開示

当社は、本プランに基づく手続を進めるにあたって、大量買付者が出現した事実、大量買付者から十分な情報が提供された事実、取締役会の判断の概要、独立委員会の判断の概要、対抗措置の発動又は不発動の決定の概要、対抗措置の発動に関する事項その他の事項について、株主の皆様に対し、適時適切に開示いたします。

(3)本プランの合理性(本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由)

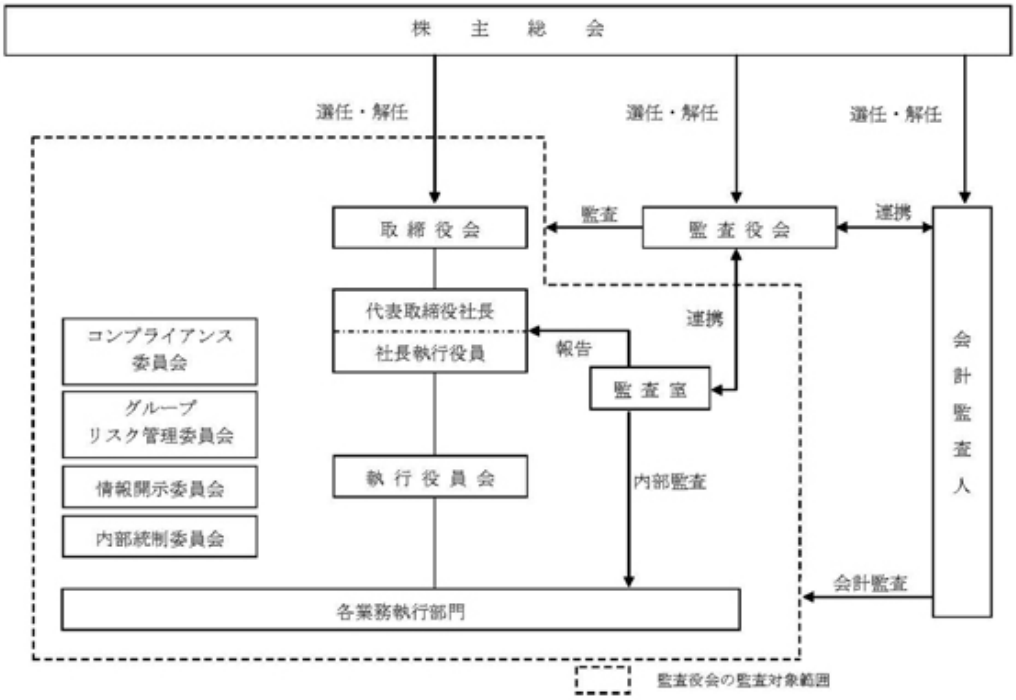
当社取締役会は、本プランが以下の理由により、上記の基本方針の実現に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1.買収防衛策に関する指針等の要件等を完全に充足していること
2.企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上を目的として更新されていること
3.株主意思を重視するものであること
4.独立性の高い社外者の判断の重視
5.合理的な客観的要件の設定
6.当社から独立した地位にある第三者専門家の助言の取得
7.デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

2.その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＊適時開示業務を執行する体制について
(1)情報開示組織について
当社では情報開示にあたり、以下の通り方針を定めております。
・当社の経営にかかわる情報で、株主・投資家の投資判断に影響を与えると認められる情報及び当社の理解促進に役立つ情報については、自発的かつ積極的に開示を行うこととする。
・企業情報を開示するにあたり、ステークホルダー・アナリスト・メディアを問わず、常に迅速・正確かつ公平となるよう努めることとする。
この方針に従い、情報の真実性・網羅性・正確性・適時性を確保することが必要であると考え、そのために情報開示委員会を設置し、情報の集約及び一元化をはかるとともに、記載欠落等がないよう開示内容の実務的点検作業も担うこととしております。そのメンバーとしては、社長執行役員が委員長に、管理本部長が副委員長に就き、主に情報開示に関係する部署の部長(財務部長、経営システム部長、総務部長)を委員として構成しております。
尚、情報開示委員会は年度計画により、決算情報関連の審議を中心に開催日程を決めておりますが、それ以外にも案件が生じた場合には臨時開催することとなっております。また、情報開示委員会の活動補佐をするため、管理本部各部署より選出された社員で事務局グループを構成しております。

(2)情報開示手続きについて
情報を開示する手続きについては、情報の種類毎に次のとおり定めております。
＜1＞決算情報について
・本部各部署が自部署の担当分野についての資料を作成する。
・各部署で作成された資料を決算所管部署である財務部が会計監査人の監査等を受けながらとりまとめる。
・財務部にてとりまとめた資料を監査役、情報開示委員会事務局が点検を行う。それぞれの点検において修正事項が発見されれば、財務部に通知する。
・監査役及び監査室は点検内容を情報開示委員会事務局に通知する。
・情報開示委員会事務局は点検にて修正が無い場合は、点検結果を情報開示委員会に報告する。
・情報開示委員会は情報開示委員会事務局の報告を審議し、検討を要する箇所が発見されれば、財務部に通知し、検討を要する箇所がなければ開示書類を承認する。
・情報開示委員会は承認した開示書類を取締役会に報告し、その承認をもって開示する。
＜2＞決定事項について
・起案部署は「職務権限規程」に定められた決裁ルートにより、取締役会付議もしくは稟議起案を行う。
・取締役会決議又は決裁権限者の決定がなされた場合、起案部門に対し通知を行なうと同時に情報開示委員会事務局に通知する。
・情報開示委員会事務局と管理本部所管部署は協議の上、情報開示義務調査も含め開示内容要件を作成する。
・情報開示委員会事務局は情報開示委員会にて開示要件の内容を報告する。
・情報開示委員会は内容を審議し、開示の可否及び内容を決定し、その決定をもって開示する。
＜3＞発生事実について
・発生した事実について所管部署は「リスク管理規程」の定めに従って、管理本部所管部署並びにリスク管理委員長に報告を行なう。
・リスク管理委員長はその対処についてリスク管理委員会に諮る。
・リスク管理委員会は内容を取締役会に報告するとともに、情報開示委員会事務局に通知する。
・情報開示委員会事務局と管理本部所管部署は協議の上、情報開示義務の調査も含め開示内容要件を作成する。
・情報開示委員会事務局は情報開示委員会にて開示要件の内容を報告する。
・情報開示委員会は内容を審議し、開示の可否及び内容を決定し、その決定をもって開示する。
＜4＞情報開示の方法
・TDnetによる適時開示後、遅滞なく東京証券取引所兜町記者クラブ及び大阪証券取引所北浜記者クラブにおいて開示情報に関する資料投函を行い、必要に応じて記者会見を行なっております。
また、速やかにインターネット上の当社ホームページに開示情報を掲載しております。


株　主　総　会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取 締 役 会
監査
監 査 役 会
連携
代表取締役社長
社長執行役員
連携
報告
監 査 室
会計監査人
コンプライアンス委員会
グループリスク管理委員会
情報開示委員会
内部統制委員会
執 行 役 員 会
内部監査
会計監査
各業務執行部門
監査役会の監査対象範囲